

農業用水路転落事故損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

農業用水路転落事故損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成二二年一月七日

横浜地方裁判所 請求棄却

〔二審判決〕平成二三年二月二八日

東京高等裁判所 請求棄却

1 事件の概要

本件は、神奈川県立大井高等学校の東側を南北に走る側道（以下「本件道路」という。）に沿って設けられた農業用水路（以下「本件用水路」という。）に転落し、死亡した者（以下「被害者」という。）の相続人である原告らが、被害者が本件用水路に転落したのは、本件道路及び本件用水路の設置又は管理に瑕疵があったからであるとして、これらの管理者である神奈川県足柄上郡大井町に対して、国家賠償法第二条第一項に基づき、損害賠償を請求したものである。

（請求額：七、七二万九、五四四円）

2 被告大井町の瑕疵の有無について双方の主張

① 原告の主張

本件用水路と接する本件道路は、大井高校の生徒等利用者が多いのであるから、被告は、利用者の安全に十分配慮し、本件用水路に転落防止のための柵又は蓋を設置すべきであったのであり、これが設置されていなかった本件用水路の設置又は管理には瑕疵があったといふべきである。また、本件道路は、本件事故発生個所において屈曲しているが、本件事故当日のように曇天時及び日没以降の時間帯においては、暗くこれを認識するのは困難な状態であったのであるから、管理者である被告は本件道路に照明設備を設置するべきであったのであり、これが設置されていない本件道路の設置又は管理には瑕疵があったといふべきである。

② 原告の主張に対する被告の認否

農業用水路は、市街化区域で道路幅員確保の必要がある場合に例外的に暗渠となることがあるだけで、原則として開渠である。本件用水路

も開渠であるが、流水量、流水速度から見て特に危険なものではなく、過去に事故が起こったこともない。また、本件用水路に接している本件道路も、見通しのよい直線道路で幅員は約二メートルもあり、その主たる利用者は大井高校の生徒及び近隣の農業従事者であるところ、通常要求される注意を払っていれば本件用水路に転落する危険はない。本件転落事故は、被害者が本件事故当時泥酔していたにもかかわらず自転車に乗っていたために起こったものであり、本件道路の右利用状況に鑑みれば通常は発生しないものであるといえるから、本件道路に照明設備を設置していなかったからといって、被告の本件道路の設置又は管理に瑕疵があったとはいえない。

3 判決の概要

本件用水路への転落事故は、本件道路を通常の方法で利用している限り、発生しないものであると認められることから、本件道路及び本件用水路が通常有すべき安全性を欠いていたとはいえず、被告大井町の本件道路及び本件用水路の設置又は管理に瑕疵があったとはいえない旨判示し、原告の請求をすべて棄却した。

4 判決のポイント

① 本件用水路の設置、管理の状況

農業用水路は、稲の生育に必要な水温を保つ必要があること、農業従事者が取水しやすいようにすることから、原則は開渠で、転落防護施設も設置されていないものであるところ、大井町内の用水路では、本線については転落の危険性を考慮し転落防護柵を設置しており、本線に比べ規模の小さい枝線については開渠としている。本件用水路は、枝線であり、開渠であるが、昭和五八年に設置されて以来、被告に対して事故の報告はなく、また、その管理状態について

② 本件道路の設置、管理の状況

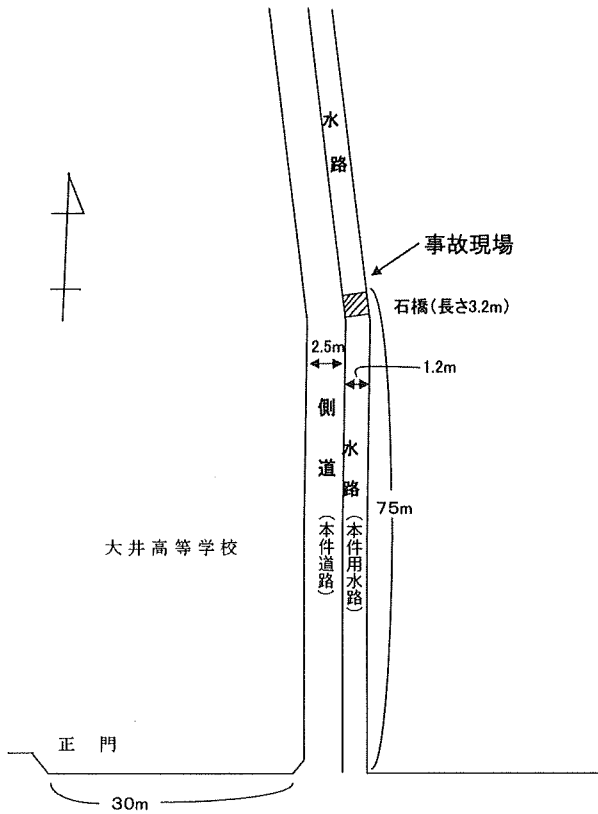
危険であり、何らかの対策をとってほしい旨の申し入れがなされたこともない。また、その規模から、仮に転落したとしても死亡等の重大事故に至る可能性の少ないところである。

本件道路は、本件事故現場付近で西方向にわずかに屈曲しているものの、当該屈曲は地図上では直線で表示されるほどわずかなもので、見通しに欠けるところのない平坦な道路であり、その西側は大井高校の石垣に、東側は本件用水路に接している。本件道路の主たる利用者は、大井高校に通学する生徒かあるいは近隣の農業

③ 被告大井町の瑕疵の有無

従事者に限られているところ、その利用時間帯は日中の明るいうちで、また、その手段は徒歩又は自転車等の軽車両に限られている。本件道路には照明設備が設置されていないが、これは稲の生育を阻害しないようにするためであることに加え、夜間時の通行がほとんど見込まれない右利用状況に鑑みて照明設備がなくてもそれが許容される状況であったからと考えられる。

①、②のとおり、本件用水路には柵、蓋等の転落防護施設が設けられておらず、また、本件



事故発生場所見取図

道路には照明設備が設置されていなかったが、本件道路の通常の利用方法の範囲内では、本件用水路に転落することはないものと認められるところ、本件事故は、被害者が本件事故当時、アルコールの影響により運動能力あるいは判断能力が欠如し、正常な運転ができない状況にあったにもかかわらず自転車を運転して、本件事故現場付近の本件道路を走行中、ハンドル操作を誤ったか、本件道路の屈曲に気づかず直進し、誤って本件用水路に転落したものであると推認できる。したがって、本件用水路及び本件道路が通常有すべき安全性を欠いていたということではなく、管理者である被告の当該用水路及び道路の設置又は管理に瑕疵があったということではない。